第七十二条の二、第七十三条、第七十四条第一項、第七十四条の二第一項、第七十四条の三第一項及び第七十五条中「令和六年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

第七十六条及び第七十七条の二中「令和六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

第七十九条第五号中「法人の設立又は資本金若しくは出資金の額の増加の場合における」を削る。

第八十条第一項中「令和六年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改め、同項第五号及び第六号中「法人の設立又は資本金若しくは出資金の額の増加の場合における」を削り、同条第三項及び第四項を削り、同条第二項中「第二条第三十一項」を「第二条第三十三項」に、「会社の設立」を「株式会社又は合同会社の設立」に、「令和六年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改め、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

２　産業競争力強化法第四十六条の二に規定する特別事業再編を実施する同条の認定特別事業再編事業者が、次に掲げる事項について登記を受ける場合において、当該事項が、同法第二十四条の三第二項に規定する認定特別事業再編計画（同法第二条第十七項に規定する事業再編のうち政令で定めるものについて記載があるものに限る。）に係る同法第二十四条の二第一項又は第二十四条の三第一項の認定に係るものであつて新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和六年法律第　　号）の施行の日から令和九年三月三十一日までの間にされたこれらの認定に係るものであるときは、当該登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところによりこれらの認定の日から二年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

一　合併による資本金の額の増加　イ又はロに掲げる部分の区分に応じイ又はロに定める割合

イ　合併により増加した資本金の額のうち、合併により消滅した会社の当該合併の直前における資本金の額として財務省令で定めるものに達するまでの資本金の額に対応する部分　千分の一

ロ　イに掲げる部分以外の部分（これらの認定により増加した資本金の額のうち三千億円を超える部分を除く。）　千分の一・五

二　分割による資本金の額の増加（これらの認定により増加した資本金の額のうち三千億円を超える部分を除く。）　千分の三

三　事業に必要な資産の譲受けの場合における不動産又は船舶の所有権の取得　イ又はロに掲げる事項の区分に応じイ又はロに定める割合

イ　不動産の所有権の取得　千分の一

ロ　船舶の所有権の取得　千分の十二

四　合併による不動産又は船舶の所有権の取得　イ又はロに掲げる事項の区分に応じイ又はロに定める割合

イ　不動産の所有権の取得　千分の一

ロ　船舶の所有権の取得　千分の十八

第八十条の二中「令和六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、同条第四号、第五号、第七号及び第八号中「法人の設立又は資本金若しくは出資金の額の増加の場合における」を削る。

第八十一条を削り、第八十条の三を第八十一条とし、第八十条の二の次に次の一条を加える。

（認定開発供給実施計画に基づき行う登記の税率の軽減）

第八十条の三　次に掲げる事項について登記を受ける場合において、当該事項が、農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律第十四条第三項に規定する認定開発供給実施計画に係る同法第十三条第一項又は第十四条第一項の認定に係るものであつて同法の施行の日から令和九年三月三十一日までの間にされたこれらの認定に係るものであるときは、当該登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところによりこれらの認定の日から一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

一　株式会社の設立又は資本金の額の増加（これらの認定により増加した資本金の額のうち三千億円を超える部分並びに次号及び第三号に掲げるものを除く。）　千分の三・五

二　合併による株式会社の設立又は資本金の額の増加　イ又はロに掲げる部分の区分に応じイ又はロに定める割合

イ　資本金の額又は合併により増加した資本金の額のうち、合併により消滅した会社の当該合併の直前における資本金の額として財務省令で定めるものに達するまでの資本金の額に対応する部分　千分の一

ロ　イに掲げる部分以外の部分（これらの認定により増加した資本金の額のうち三千億円を超える部分を除く。）　千分の三・五

三　分割による株式会社の設立又は資本金の額の増加（これらの認定により増加した資本金のうち三千億円を超える部分を除く。）　千分の五

四　法人の設立、資本金若しくは出資金の額の増加又は事業に必要な資産の譲受けの場合における不動産の所有権の取得（次号及び第六号に掲げるものを除く。）　千分の十六

五　合併による不動産の所有権の取得　千分の二

六　分割による不動産の所有権の取得　千分の四

第八十二条の見出し中「特定国際船舶」を「特定国際船舶等」に改め、同条第一項中「）が」を「）が」に、「令和六年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に、「以下この条において「特定国際船舶」を「次項において「対象船舶」に、）を」を「）で同法第三十九条の十九第一項に規定する特定船舶に該当するもの（以下この項及び第三項において「特定国際船舶」という。）を同法第三十九条の二十三に規定する認定特定船舶導入計画（第三項において「認定特定船舶導入計画」という。）に基づき」に改め、「又は海上運送事業者が当該期間内に第二条第一項第二号に規定する外国法人から特定国際船舶を取得した場合」を削り、「これらの海上運送事業者が、建造した」を「当該」に改め、「又は取得した特定国際船舶で航行の安全が確保されているものとして政令で定めるもの」を削り、「は、これらの」を「は、当該」に、「千分の三・五」を「千分の二」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「、又は」を「、若しくは」に、「の建造又は」を「（認定特定船舶導入計画に基づき建造するものに限る。）若しくは既存国際船舶の建造若しくは」に、「の対価」を「若しくは既存国際船舶の対価」に、「を目的」を「又は既存国際船舶を目的」に、「千分の三・五」を「特定国際船舶を目的とする抵当権の設定の登記にあつては千分の二とし、既存国際船舶を目的とする抵当権の設定の登記にあつては千分の三・五」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

２　海上運送事業者が、前項に規定する期間内に第二条第一項第二号に規定する外国法人から航行の安全が確保されている対象船舶として政令で定めるもの（以下この項及び次項において「既存国際船舶」という。）を取得した場合には、当該既存国際船舶の所有権の保存の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該期間内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の三・五とする。

第八十二条の次に次の一条を加える。

（都市緑化支援機構が土地を取得した場合の所有権の移転登記の免税）

第八十二条の二　都市緑地法第六十九条第一項の規定により指定された同項に規定する都市緑化支援機構（公益社団法人又は公益財団法人であるものに限る。）が、都市緑地法等の一部を改正する法律（令和六年法律第　　号）の施行の日から令和八年三月三十一日までの間に、都市緑地法